

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 2月27日現在

機関番号：33904

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20604007

研究課題名（和文） 「発達障害」支援と社会的包摂・社会秩序形成

—名古屋市における意識調査に基づいて

研究課題名（英文） A Study for Supporting “Developmental Disorder/Disability”

by Views of Social Inclusion and Establishing Social Order

— Based on the Social Research in NAGOYA City

研究代表者

村林 聖子（MURABAYASHI SEIKO）

愛知学泉大学・現代マネジメント学部・准教授

研究者番号：10308801

研究成果の概要（和文）：本研究はまず、まだ社会的に可視化されてきた端緒にある「発達障害」の社会的認知やそうした人びととの関係、さらに政策の意向等について実証した。結果は認知は未だ低いが、関わることにはとくに気にしない傾向、政策は一人一人の自立を重視するという内容であり、聞き取り調査でも同様な傾向がみられた。結論としては、「発達障害」は社会的支援もより柔軟かつきめ細かな対応を要するが、そこでは援助の公平性に関する課題が必然的に生成すること、また受け手側が制度に則したかたちで埋め込まれてしまうというリスクについても想定していくべきことなどが考察された。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the social cognition, the social relations, and the policy consciousness about ‘developmental disorder/disabilities’ which had just begun to be visualized in our society. And we obtained the results that the level of the social cognition was still low, the respondents didn’t mind the relation with persons with developmental disorder/disabilities, and tended to value the personal independence as the policy. This was the same result as our hearing survey. In conclusion, we discussed the event that the support for the persons with developmental disorder/disabilities generated inevitably the subject about the fairness because they needed more flexible and detailed social supports, and we had to assume the risk embedded in the form which the recipient side followed the system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	2,100,000	630,000	2,730,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,700,000	1,110,000	4,810,000

研究分野：法哲学・法思想史

科研費の分科・細目：時限・社会秩序学

キーワード：発達障害、社会的包摂、社会秩序、社会的支援、社会意識

1. 研究開始当初の背景

(1)「発達障害」を機能障害とする医学的診断への注目とともに、当事者やその親の個別的な訴えは、「発達障害」を社会的に対応すべきものへと押し上げ、2005年4月に発達障害者支援法が成立されるに至った。

(2)2007年4月に学校教育法が改正され、「一人一人の教育的ニーズにあわせた支援」を柱とする特別支援教育が始まり、従来の知的・身体・精神という「障害」に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症といった、社会性や他者とのコミュニケーション、あるいは特定の認知機能に問題を持った「発達障害」も特別な教育的配慮の対象となった。

(3)「発達障害」が公的サービスの対象として認められ、社会的支援として、発達支援センター、児童相談所、保健所、子ども家庭支援センター、医療機関、教育委員会、保育園・幼稚園など関係諸機関が連携し、それぞれの役割や立場から「発達障害」の子どもたち(以下、「発達障害児」とする)に対するサポートを図る体制づくりが進められている。

(4)公的サービスの対象となったことは、当事者やその親にとって大きな前進であるが、これは当事者に負の烙印つまりスティグマを背負わせるものでもある。このスティグマは、従来の障害(知的・身体・精神)にも付与されてきたが、「発達障害」の当事者やその親が自己理解したり周囲に説明したりするときにも迷いや不安を持たざるをえない要因になっている。

2. 研究の目的

(1)「発達障害」は一人一人その現れ方が様々であり、発達障害児への対応は個々の子どもとその周囲の状況にあわせて行われるべきものである。この「発達障害」が従来の障害とともに特別支援教育の「一人一人の教育的ニーズにあわせた支援」の対象として位置づけられたことは、従来の障害や公的サービスのあり方を見直すことでもある。

(2)従来の公的サービスは、ある基準を満たした場合に障害として認定し、サービスの対象としていた。それにより公的サービスは形式化し、対応はマニュアル的に硬直化する可能性を孕んでいた。しかし「発達障害」も公的サービスの対象として位置づけられたことにより、一人一人のニーズについての双方向的な理解と参加の深まりに基づいて「障害」として認定し、一人一人のニーズにあわせた

より柔軟で幅広い対応という新たな社会的支援や公的サービスが展開することとなったのである。

(3)「発達障害」については新たな社会的支援や公的サービスの展開が期待されているが、そこで回避されるべきはスティグマによって社会的排除されることである。当事者やその親が社会空間を共に共有する存在として位置づけられ、双方向的な理解と参加が深まらなければ、新たな社会的支援や公的サービスの展開はなく、新たな社会的包摂も社会秩序形成も行われぬ。

(4)本研究の目的は、「発達障害」についての理解と認識の現状と、双方向的な理解と参加の現状を明らかにするとともに、そこでの課題を明らかにすることにある。

3. 研究の方法

(1)本研究は、法哲学(村林)、臨床心理学(大崎)、福祉社会学(小坂)による共同研究で行うものである。このような共同研究が可能となるのは、「発達障害」を従来の障害分類や公的サービスのあり方を見直しを可能にするものという視点から捉えることに基づいている。

(2)以下の3つの調査に基づき、「発達障害」とその支援について、社会的包摂と社会秩序形成という観点から考察を行う。

- ① 市民を対象とした「発達障害」にかかわる一般的な理解と知識の深度と、「発達障害」への社会的な諸対策(社会政策や、地域コミュニティでの取組みなどによる家族支援や当事者支援のあり方)等に関する意見・意識を明らかにするための社会意識調査を行う。
- ② 発達障害児を保育・教育という集団生活の場で直接にサポートを行っている、保育園・幼稚園や小中学校の保育士・教員などの保育・教育専門職に従事する人びとを対象とした社会意識調査を行う。
- ③ 発達支援センターや児童相談所、子ども家庭支援センターなど関連する諸機関やNPO団体を対象とした調査を行う。

(3)調査①～③は愛知県名古屋を対象とする。名古屋市は、発達障害者支援センターの整備やNPO団体の活動が展開されつつあり、保育・教育に従事する関係者や関係諸機関・諸組織のネットワークや協働についての調査と、そしてこれらの基盤ともいえる市民の意識や認識についての調査に適しているためである。

4. 研究成果

本研究における調査①では、名古屋市内の3区の住民を対象とした調査票調査により「発達障害」に関する社会的認知や態度、社会意識の現状を明らかにした。

主な結果としては、まず「発達障害」に含まれるさまざまな行動特性の各々について、実際に目にした場合の意識としては、①落ち着いたふるまいができないといったことに対しては、無邪気な子どもであるとみなすこと、②集団での同調行動がしにくいといったことに対しては「障害」があるのかもしれないとする、③他者との関わり方や生活態度に問題があるといったことに対しては、しつけができていないのではないかといった判断、そして④本人のパーソナリティに関連することに対しては個性的な子どもであるとする意識を抱く傾向が見られている。

実際にどのように関わるかといった態度に関しては、気になるものに注意がそれてしまうことといった、他者に対する影響があまりない場が想定しうるふるまいや、急に他の子に手を出してしまうといった、他者に向かってあからさまな攻撃的態度をとるようなもの、そして本人のパーソナリティの範疇の問題であるもの以外は、基本的にはふるまい方を教示していくという傾向がみられた。しかし「発達障害」とみなされる子どもの場合、そのことへの配慮を欠いた教えを受けても修正し難いということが想定できる。ということは、もし「発達障害」の行動特性に関する知識が乏しい状況であるならば、より広範囲に知ってもらう必要がでてくるのではないかとともに考察しえた。

「発達障害」のイメージについては、知的障害と同じように見られる傾向があるが、障害の程度は軽く楽観視される傾向がみられた。「発達障害」に含まれる4つの「障害」(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害)に対する認知については、自閉症の認知度が、他の障害と比べて非常に高いことがわかった。これは、一般市民が目にしやすいメディアに自閉症が題材として取り上げられたことが大きく影響していると考えられる。その一方で、同じ発達障害でもアスペルガー症候群や学習障害、注意欠陥多動性障害は認知があまり進んでいない。「発達障害」に関する認知の内容に関しては、親の育て方に問題があり、本人の性格や努力不足が原因で、犯罪と関係があるという偏見は、あまり強くないことがわかった。そして、「脳の機能障害である」と理解している人も多く、ある程度「発達障害」という「障害」については知られていると考えられる。

「障害」全般に対する支援政策に対する意識としては、「障害者」の自立を重視するような政策を支持する傾向がみられた。また

「特別支援教育」、「発達障害者支援法」、そして「発達障害者支援センター」については、知らないとする人が8割弱以上となっており、これらの認知が進んでいないことが浮き彫りとなった。

聞き取り調査(調査②と調査③)と、発達障害児の親との面談やインタビューからは、双方向性の困難さが明らかとなるとともに、調査①の上述の結果を概ね支持する傾向があることが示された。

「発達障害」はそのふるまいの現れ方が様々であり、一つの手段で対応しようという性質のものではない。保育や教育の場では、発達障害児に対応する者(以下、「対応者」とする)と発達障害児の親との間での共通認識の形成がまずは目指され、それが漸進的に展開しているケースもあるが、双方の間で「発達障害と認める／認めない」という意識や、「個別の対応が必要であることを認める／認めない」という意識に差があるケースもあることが認められた。対応者また親は、他方の親また対応者に「発達障害と認める」ことまた「個別の対応が必要であることを認める」ことをどこまで要求してよいのかと悩み、また非発達障害児とその親たちが、発達障害児への個別の対応をどこまで認めてくれるのかと悩んでいることがうかがわれた。

発達障害児への「一人一人の教育的ニーズにあわせた支援」が可能となるには、まずはその親と対応者との間の双方向的な認識と参加が成立しなければならないが、この双方向性は、対応者と親の自助努力のみで成立するものではない。それが確実に成立するためには、「発達障害」への社会的認知と深い理解が必要である。現状において対応者また親が上記の悩みを抱えているということは、「発達障害」についての社会的認知が不足していることの表れであると捉えられる。社会的認知と深い理解とが進んでいかなければ、社会的包摂やそれをふまえた上での社会の秩序形成にも繋がり難いと考えられよう。

さらに、より柔軟かつきめ細かな社会的支援が行われることにより、「発達障害」当事者間において援助の公平性に関する課題が構造的に生まれうる可能性を指摘することができる。そのためにも、現在進みつつある支援網の整備とさらなる進展が望まれるわけであるが、それだけではなく当事者主体でのサポートの内容選択、決定をもさらに進めていくべきであることは言を俟たないだろう。

ただし、個々に応じたものとはいっても、被援助者側が既存の支援制度に則したかたちで埋め込まれてしまうような、本来の意味でのサポートとは逆転しないよう、市民の側による継続的なモニタリングを維持する必要を強調していくべきであろう。

本研究においては、以上のような知見を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 小坂啓史、「「発達障害」概念の政策対象化と問題構制」、日本福祉大学福祉社会開発研究所「現代と文化」、第120号、pp. 35～48、2009年、査読無し

[学会発表] (計1件)

- ① 小坂啓史、「「発達障害」概念及びその政策への認知と関わり—愛知県名古屋市での意識調査から—」、第7回福祉社会学会、2009年6月6日、日本福祉大学(名古屋キャンパス)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等 無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村林 聖子 (MURABAYASHI SEIKO)

愛知学泉大学・現代マネジメント学部

・准教授

研究者番号：10308801

(2) 研究分担者

大崎 園生 (OSAKI SONOO)

愛知学泉大学・現代マネジメント学部

・講師

研究者番号：70440633

小坂 啓史 (KOSAKA HIROSHI)

愛知学泉大学・現代マネジメント学部

・准教授

研究者番号：70387588